

投票日
6月22日

東京都議会議員選挙

【投票時間】午前7時～午後8時まで ※ 6月22日(日)は「投票所整理券」で指定された投票所以外では投票できません。

期日前投票

【区役所第一分庁舎】 6月14日(土)～6月21日(土)
【各特別出張所10か所】 6月15日(日)～6月21日(土)

※ 時間はいずれも午前8時30分～午後8時です。 ※ 第一分庁舎および各特別出張所10か所のいずれの期日前投票所でも投票が可能です。

今回の選挙で投票できる方

■ 新宿区で投票できる方

新宿区で投票できるのは、「新宿区の選挙人名簿に登録されている方」です。なお、今回の選挙で、新たに新宿区の選挙人名簿に登録される方は、以下(1)～(3)の要件を全て満たす方です。

(1)平成19年6月23日までに生まれた日本国民であること。
(2)令和7年3月12日までに、新宿区へ転入の届出をしていること。
(3)令和7年6月12日まで、引き続き新宿区に住民登録があること。

■ 前住所地で投票できる方

次の(1)～(4)の要件を全て満たす方が対象です。(注1)

(1)前住所地が都内であること。
(2)平成19年6月23日までに生まれた日本国民であること。
(3)前住所地の選挙人名簿に登録があること。
(4)令和7年3月13日以降に、新宿区へ転入の届出をしていること。

※前住所地の選挙人名簿の登録の有無など、詳しくは、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

※前住所地で投票できる方は、前住所地に不在者投票用紙等を請求し、新宿区で不在者投票をすることもできます。詳しくは、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

(注1)

前住所地で投票する場合には、「引き続き都内に住所があることの確認」が必要です。新宿区で発行する「選挙用住民票(無料)」や、引き続き都内に住所があることを確認できる書類(住所書き換え済みの運転免許証やマイナンバーカード、通常の住民票等)をご持参いただくと、確認の時間が省略でき、スムーズに投票ができます。選挙用住民票は、新宿区では戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階)及び各特別出張所(10か所)にて無料で発行できます。

■ 新宿区内で転居された方

(1)5月29日(木)までに区内で転居の届出をされた方は、**新住所**の投票所で投票してください。
(2)5月30日(金)以降に区内で転居の届出をされた方は、**前住所**の投票所で投票してください。

※上記(1)(2)は、投票日当日(6月22日)に投票される場合です。期日前投票を利用される場合は、どの期日前投票所でも投票できます【2面を参照】

■ 新宿区から都内へ転出された方・される方(注2)

(1)令和7年3月13日以降に転出し、新住所地への転入の届出をした方
新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます(**新住所地では投票できません**)。

※新宿区の選挙人名簿に登録されている方には「投票所整理券」を発送します。令和7年5月30日以降に転出された場合は、新住所地に届くよう郵便局に転居届をお出しください。

(2)令和7年2月22日～令和7年3月12日の間に転出の方

①新住所地で選挙人名簿に登録された方(令和7年3月12日までに新住所地への転入の届出をした方)は、新住所地で投票できます(**新宿区では投票できません**)。

②新住所地で選挙人名簿に登録されない方(令和7年3月13日以降に新住所地への転入の届出をした方)で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます。

(3)令和7年2月21日以前に転出の方

①新住所地で選挙人名簿に登録された方(令和7年3月12日までに新住所地への転入の届出をした方)は、新住所地で投票できます(**新宿区では投票できません**)。

②新住所地で選挙人名簿に登録されない方(令和7年3月13日以降に新住所地への転入の届出をした方)で、新宿区に選挙人名簿登録されている方は、新宿区を転出した日から4か月を経過しない間は期日前投票ができる場合があります。詳しくは、新宿区選挙管理委員会にお問い合わせください。

※上記(1)(2)において、新宿区で投票できる方は、あらかじめ不在者投票用紙等を新宿区へ請求し、新住所地で**不在者投票**をすることもできます【4面を参照】。

(注2)

上記(1)～(3)のいずれにおいても、**新宿区**で投票する場合(新宿区で投票可能な方に限る)には、「引き続き都内に住所があることの確認」が必要です。

新住所地で発行する「選挙用住民票(無料)」や、引き続き都内に住所があることを確認できる書類(住所書き換え済みの運転免許証やマイナンバーカード、通常の住民票等)をご持参いただくと、確認の時間が省略でき、スムーズに投票ができます。選挙用住民票は、**新住所地**の住民票取扱い窓口にて交付を受けてください。

今回投票できない方

■ 都外から転入された方

令和7年3月13日以降に、都外から都内の区市町村へ**転入**の届出をした方は、今回の東京都議会議員選挙の**投票はできません**。

■ 都外へ転出された方・される方

令和7年6月13日までに都外へ転出した方(する方)は、今回の東京都議会議員選挙の**投票はできません**。ただし、令和7年6月14日以降に都外へ転出した方(する方)は、転出する日までの間であれば、都内の選挙人名簿に登録されている市区町村において**投票**をすることができます。